

いわき都市計画地区計画の変更（いわき市決定）

都市計画明治団地地区計画を次のように変更する。

名	称	明治団地地区計画
位	置	いわき市のうち明治団地の一部の区域 内郷小島町コシキ平及び鳥居山の各一部の区域
面	積	約 1.0 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、J R常磐線いわき駅から南方約 2 k mに位置し、既に完了された住宅地である明治団地の隣接地にあり、民間の宅地開発事業が予定されているところである。</p> <p>本計画では、宅地開発の事業効果の維持増進を図るとともに、事業後に予想される建築物等の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、既存の住宅団地と一体とした良好な市街地の形成を図るものである。</p>
	土地利用の方針	閑静な住宅地としての街並み形成を図るため、低層な住宅地区とする。又、地区内には、公園を適正に配置する。
	地区施設の整備方針	地区施設として区画道路（幅員 6メートル）及びプレイロット（1か所）を適正に配置し、整備する。
	建築物等の整備方針	住宅及び住宅の教養文化活動上必要な用途を兼ねる住宅及び共同住宅の低層住宅地区として閑静でうるおいのある良好な居住住宅が形成されるよう規制・誘導する。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>区画道路 幅員 6メートル 総延長 約 118メートル</p> <p>公園 プレイロット 1か所 約 335 m²</p>
	建築物等の制限に関する事項	<p>次の各号の一に該当する建築物及びこれに付属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 兼用住宅のうち、学習塾・華道教室・囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの又は出力の合計が0.2キロワット以下の原動機を使用する美術品若しくは工芸品を製作するためのアトリエ若しくは工房の用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅</p> <p>(4) 幼稚園（管理用住宅を併設するものを含む。）</p> <p>(5) 幼保連携型認定こども園（管理用住宅を併設するものを含む。）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
	かき又はさくの構造の制限	生垣又は高さが 1.2メートル以下の透視可能な材料（高さが 60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）で造られたものとする。
備	考	

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び地区の区分は計画図表示のとおり」

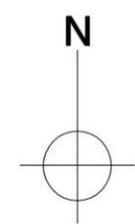
理 由

本区域は、昭和 59 年の第 2 回線引き見直しにより、特定保留地区として位置付けられ、周辺の土地利用と整合する良好な居住環境の住宅地の確保を図るため、昭和 60 年 2 月 8 日に地区計画を決定し、合わせて市街化区域に編入されている。

この度、地区計画区域に立地する既存の幼稚園において、小学校就学前の子どもの教育及び保育等の総合的な提供を推進するため制定された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に位置付けられる「幼保連携型認定こども園」へ移行する計画であり、同法の目的を踏まえ、地域において子どもが健やかに育成される環境を整備し、引続き、既存の住宅団地と一体とした良好な市街地の形成を図るため、本案のとおり地区計画を変更しようとするものである。



凡 例		
地区計画区域	— — — — —	
地区整備計画区域	— — — — —	
建物等の規制区域	▨▨▨▨▨	
地区施設	道路	■
	公園	■



計画図
 いわき都市計画区域
 (縮尺 1/2500)
 市町村名 いわき市
 図面番号
 全6葉の2